

SPC 認証ハンドブック

登録後の手続き
併記マークの使用規定や遵守事項等

制 定 2025.4.1
改 定 日 2026.9.1

2 版

JCQA

日本化学キューエイ株式会社

公式ウェブサイト：<http://www.jcqa.co.jp>

	改定ページ	ハンドブック改定内容	日付
1	制定	SPC 認証ハンドブック制定	2025/4/1
2	P.4 P.4,8,16 P.6～7 P.13 P.20～22	下記コンテンツのお客様ポータルサイト化に伴う追記 ・[社名、事業所名、住所、組織(拡大・縮小・人数)、活動範囲等の変更] 併記マークデータ申請書: JCQA ウェブサイトのリニューアルに伴う配置変更(お客様ポータルサイト内に配置) 認証書のコピー: 対外的な提出時の取り扱いについての説明等を追記 登録取り下げのお手続き: JCQA ウェブサイトのリニューアルに伴う配置変更(お客様ポータルサイト内に配置) 登録内容変更届①のお手続き: ポータルサイト化に伴うリンクの変更	2026/9/1

はじめに

このハンドブックには、登録後の手続き、マーク類の使用規定や遵守事項、今後の審査における
お願い等を掲載しております。関係箇所を参照の上ご利用ください。ご不明な点はSPC審査部までお問い合わせ
ください。（MAIL：sales@jcqa.co.jp TEL: 03-3580-0951）

CONTENTS
目 次

1. 認証の決定(登録).....	5
2. 登録後の送付書類.....	5
3. 認証書について.....	6～7
4. 認証情報の開示データについて	7
5. JCQA 適合マーク・SuMPO 認定シンボルの使用規定等	8～16
6. 初回審査	17
7. 維持審査.....	17～18
8. 更新審査.....	19
9. 拡大審査.....	20
10. 縮小を伴う審査	20
11. SPC 認証基準適用申告・審査シートについて	20
12. 登録内容の変更、事故・不祥事等について	21
13. 「改善事項」への対応について	21
14. 臨時審査	22
15. 一時停止	22
16. 認証書が変更となるケースについて	22

- 下記のお手続き : JCQA お客様ポータルサイトをご利用ください。

ログイン - JCQA お客様ポータルサイト

・ 社名、事業所名、住所、組織(拡大・縮小・人数)、活動範囲等の変更
・ トップマネジメント、管理責任者、連絡窓口担当者、請求書送付先の確認・変更
・ 認証書記載内容確認書の受付
・ 電子ファイルのダウンロード一覧
・ 貴社へのおすすめセミナー

- 下記の様式 : JCQA お客様ポータルサイト内 の
「マーク申請書等様式のダウンロード」ページに掲載しています。

・ 併記マークデータ送付依頼書兼使用申請書	見本は 16 ページ
表記について SPC 認証: 申請書類には SPC と記しております。	

- お問い合わせ : JCQA お客様ポータルサイト内の
「JCQA へのお問い合わせ」ページのフォームをご利用ください。

JCQA 公式ウェブサイトの「お客様ポータルサイト」ボタンからもアクセスいただけます。

JCQA 公式ウェブサイト: <https://www.jcqa.co.jp/>

1. 認証の決定(登録)

JCQA の SPC 登録委員会はプラスチックリサイクルに精通した登録委員を任命し認証を決定しています。社内で承認された「審査報告書」を基に、毎月開催の SPC 登録委員会において認証を決定します。認証を決定した文書として「審査報告書」の送信を以って認証事業所への報告といたします。「審査報告書」に誤植等があった場合は対応いたします。

なお、認証に際しては、1 認証につき 1 事業所(工場)を原則とします。

1 つの認証書に複数の事業所(工場)を並列で記載することはできません。

(例:1 つの場所に異なる名称で複数の工場がある場合、それらを 1 事業所(工場)とみなして各工場名を並列して記載することはできません。)

2. 登録後のJCQAからの送付書類

登録又は登録の維持が決定された事業所には下記の書類を送付します。審査総括報告書*は、登録委員会終了後、約 1~2 週間以内に、原則としてお客様ポータルサイトからダウンロードしていただく方式で提供します。

(この方式ではお客様ポータルサイトからの自動通知メールに添付した URL から PDF 審査総括報告書*をダウンロードして保管いただけます。ダウンロードは公開開始から約 6 か月間可能です。判定結果通知書も含まれます。)

- ① 第 2 段階審査(新規登録)を行なった事業所
 1. 判定結果通知書
 2. 審査総括報告書*
 3. SPC 認証ハンドブック(登録後の手続き 併記マークの使用規定や遵守事項等)のお知らせ
 4. 認証書
- ② 更新審査拡大(縮小)等の変更審査を行なった事業所
 1. 判定結果通知書
 2. 審査総括報告書*
 3. 認証書
- ③ 維持審査を行なった事業所
 1. 判定結果通知書
 2. 審査総括報告書*
- ④ 臨時審査を行なった事業所
 1. 判定結果通知書
 2. 審査総括報告書*

審査総括報告書*に含まれる書類

- ・ 審査報告書
- ・ 審査計画書
- ・ 改善事項報告書兼回答書、充実点報告書 等
- ・ 出席者リスト
- ・ その他(組織図等)

3. 認証書について

認証書は、新規登録、更新審査又は拡大(縮小)等の変更審査で記載内容に変更があった場合に、和文の正本を発行します。(認証書発行手数料は下表の通りです。)

インターネット、パンフレット、広告、その他文書等のコミュニケーション媒体に認証の地位を引用する場合 JCQA の要求事項を遵守してください。プラスチックリサイクルプロセスが認証されているという誤解を与える方法で SPC 認証を引用することはできません。JCQA 及び／又は認証システムの評価を損ない又は社会的信用を失墜させるような方法や認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られる等、誤解を招く方法で認証表明することや認証書・付属書を使用することはできません。(親会社等の他者による場合も同様です。)

注記. 事業所におけるカテゴリ、サブカテゴリを明確にし、誤解を招くことがないよう、又、不明瞭にならないように認証書に明記する必要があります。

発行手数料、お支払い方法

① 発行手数料

認 証 書 類	発行手数料(税別)
和文[正本] 新規登録、更新及び更新拡大(縮小)、 維持拡大(縮小)等の審査で認証書を 発行する場合	審査料金請求時の登録料金[新規]、登録更新料金[更新 及び更新拡大(縮小)等]、登録内容変更料金[維持拡大・ (縮小)等]に含まれます。
和文[正本] 審査を伴わず社名変更、住所変更、縮小等により 認証書を発行する場合	¥ 10,000
和文[副本]	¥ 3,000

(注)1. 正本は1通しか発行できません。

(注)2. 副本は正本の写しです。

(注)3. 副本のみの発行はできません。(正本を発行の上、ご要望により副本を発行します。)

② お支払い方法について

請求書はメール(PDF 添付)にて送付します。弊社指定の銀行へお振込みください。振込手数料は貴社にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

使用上の注意事項

① 掲示方法

認証書は『認証書』と『付属書』の一对で正式な証書となります。掲示する場合は、誤認が生じないように**必ず『認証書』と『付属書』の一对で掲示**してください。

② 認証書のコピーについて(紙媒体・電子媒体)

認証書の所有権は認証機関に帰属します。コピーを使用する場合は、正本との誤認を避けるため、以下の通り取り扱ってください。

1) 表示: **必ず「コピー」又は「(写し)」と明記**し、正本と区別できるようにしてください。

- ・ コピー(紙媒体・電子媒体)は鮮明にする。判読できない画像により、認証範囲外の活動にも認証が及んでいる等、誤解を招く恐れがある場合は、画像の直下(又はすぐ近くに)説明を付けてください。

- ・ ウェブサイトへ掲載する場合は、編集・印刷制限の設定や、画像が容易に取得されないようにする等、第三者による不正使用を防止するための適切な措置を講じてください。

2) 対外的な提出時の記録保管

認証書のコピー(紙媒体・電子媒体)を対外的に提出する場合は、以下の2項目を記録し、保管してください。

- 提出日
- 提出先

この規定は、商標権のあるJCQA及び認定シンボルマークを保護することを目的としております。そのため認証書のコピーを配布する際は、トレーサビリティ(提出先を追跡できる状態)を確保してください。あくまで「対外的」に提出する場合を対象としております。

- ・記録不要: 貴社内での利用。
- ・管理の範囲: 提出先(相手方)におけるその後の管理状況まで追跡する必要はありません。

記録の管理方法

一元的な台帳管理は必須ではありません。担当者が提出時のメールを保存しておく等の方法でも有効な記録とみなします。

記録の保管期間

商標権を考慮して10年の保管をお願いします。

③ 旧認証書について

1) 以下の場合は、旧認証書は返却不要です。認証事業所にて必ず廃棄処分をしてください。

- ・ 更新審査の場合
- ・ 有効期限内に住所、名称等の変更及び拡大、縮小による変更があった場合

2) 以下の場合は、旧認証書の正本は認証事業所にて廃棄処分又は弊社へ返却ください。

- ・ 認証の取消及び返上の場合

4. 認証情報の開示データ

SuMPOのウェブサイトでご確認いただけます。

[一般社団法人サステナブル経営推進機構\(SuMPO :さんぽ\)](#)

5. JCQA適合マーク・SuMPO 認定シンボルの使用規定

審査登録後は、登録された SPC 認証において、JCQA 適合マーク・SuMPO 認定シンボルを組み合わせた併記マークをご使用いただけます。

・ご使用になる場合は、**8～11 ページの使用規定**を遵守してください。

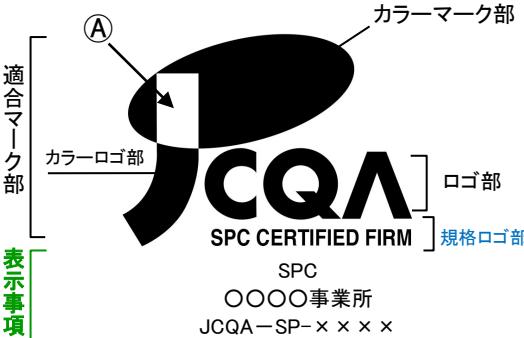
・よくある質問と回答は 12～13 ページ ・名刺記載例は 14 ページ ・使用例は 15 ページをご参照ください。

使用手順	「併記マーク データ送付依頼書兼使用申請書」を提出してください。 様式はお客様ポータルサイト内の「マーク申請書等様式のダウンロード」ページに掲載しています。(ログイン - JCQA お客様ポータルサイト) 受領後 2～3 日程度で電子データをメールにて送信します。(無償) 配付媒体: 電子データのみ ファイル形式: 上記の送付依頼書兼使用申請書をご確認ください。
使用上の注意事項	1) SuMPO シンボルは、JCQA が SuMPO より認定を受けていることを示しています。認証事業所が SuMPO から認定を受けていると誤解されることのないよう使用にはご注意ください。 2) SuMPO 認定シンボル: 単独では使用できません。 SPC 認証の JCQA 適合マーク: 単独では使用できません。 ※必ず SuMPO 認定シンボルとの併記マークとして使用してください。 3) 認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られるような使い方はできません。親会社等の他者による使用もできません。 4) JCQA や認証システムの評価を損なうような、又は、社会的信用を失墜させるような併記マークの使用はできません。 5) JCQA が定める JCQA 適合マーク・SuMPO 認定シンボルの使用規定を遵守してください。
使用できるもの	1) 報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、ウェブサイト等。 2) 名刺(認証事業所に所属している人に限る) 【名刺への併記マーク表示及び認証表明の記載例(14 ページ参照)】 SuMPO 認定シンボル(併記マーク)を付した封筒等に入れる物は、認証された範囲の文書、広告、パンフレット等としてください。 インターネット、パンフレット、広告、その他文書等のコミュニケーション媒体に併記マークを引用する場合、JCQA の要求事項を遵守してください。
使用できないもの	製品には表示できません。 又、製品に対して製品自身が適合していると誤解されるような方法で表示することはできません。

電子データの使用方法	1) SuMPO 認定シンボルは、SPC 認証ロゴマーク、機構の名称（一般社団法人サステナブル推進機構）及び SPC 認証機関登録番号（S0001）により構成されています。（10、15 ページ参照） JCQA から送付した併記マークデータは分解や組み替えをしないでください。 2) JCQA から送付したデータの保存形式や解像度を低下させずにウェブサイトやその他の電子媒体に使用してください。 3) 認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られないようにするため、JCQA 適合マークの下に「表示事項」を記載してください。（詳細及び例は 10、15 ページ参照） 4) 電子データの複製の保護及び漏洩防止のため、適切な管理をしてください。（その他、詳細は 10 ページ参照）
外部業者への電子データの提供	1) 印刷物やウェブサイトの作成を外部業者へ依頼する際は、提供先の外部業者を特定できるようにし、JCQA が要求した場合は提示できるようにしてください。 2) 提供先外部業者に、マーク類の使用規定の遵守、電子データの複製の保護及び漏洩防止のための適切な管理を行うことを要求してください。 印刷物やウェブサイト作成以外で JCQA 適合マーク、SuMPO 認定シンボルの電子データを他者へ提供することはできません。
適用期間、使用状況の確認及び違反に対する処置	1) 登録の有効期限内のみ使用できます。 2) 次の場合には使用を中止してください。 ① JCQA が SuMPO 認定の一時停止・取り消し並びに認定範囲の縮小となった場合 ② 認証事業所が認証の取り消しとなった場合及び登録を辞退した場合（抹消日以降は使用を中止） 又、併記マーク、認証の引用を含む全ての広告物（印刷物やウェブサイト）から完全に消去又は廃棄してください（併記マークのデータの廃棄を含む）。外部業者に電子データを提供している場合も同様の措置を講じてください。 ③ 認証事業所が認証の一時停止となった場合（その一時停止期間中は使用を中止） ④ 認証事業所の認証範囲が縮小となった場合（その縮小範囲については使用を中止、全ての広告物を修正） 3) 併記マークの使用状況を維持審査・更新審査で確認します。その際、使用に関して違反していた場合、又はその恐れがある場合は、是正を勧告します。 4) なお、是正がなされていない場合は、「認証書等の使用の是正処置勧告書」で是正を勧告するとともに、認証書等の使用の停止を通知します。是正処置が勧告書の期限内になされていない場合は、JCQA は認証書、JCQA 適合マーク及び SuMPO 認定シンボルの使用禁止、認証の取消し等、必要な措置を講じます。

SPC 認証の JCQA 適合マーク、SuMPO 認定シンボル(併記)の使用規定 詳細

※必ず併記マークとしてご使用ください。

マーク／シンボル	JCQA 適合マーク(※単独使用不可)  ①A部分は原則白色であるが、単色刷りの場合は①A部分は下地の色でも構いません。ただし、明確にマークが識別出来るようにしてください。	SuMPO 認定シンボル(※単独使用不可) 
表示事項 (配置)	上記のように JCQA 適合マーク部の下に SPC 事業所名(例:〇〇〇〇事業所) 登録番号(JCQA-SP-〇〇〇〇) を記載してください。	 ・SPC 認定シンボルとは SPC 認証ロゴマーク、一般社団法人サステナブル推進機構の名称及び SPC 認証機関登録番号により構成されたものです。 ・必ず SPC 認証の JCQA 適合マークと併記して使用してください。 ・詳しくはマーク使用例(15 ページ)を参照してください。 【注意】上記併記マーク(規格ロゴ部:SPC CERTIFIED FIRM)の場合、JCQA 適合マーク下の「表示事項」に、SPC 以外の情報(登録番号など)を記載しないでください。
大きさ	拡大又は縮小する場合は、マーク／シンボル部は同一の縦横比で歪みなく、識別可能なサイズで行ってください。(縦横比を変更しないでください) 縮小する場合は各部が明瞭に識別できる範囲で行ってください。	
色	【カラーロゴ部、カラーマーク部】 ① 基本色: (1) 印刷物 … 緑色(DIC389) 又は、その近似色 (2) ウェブサイト … 上記基本色 RGB 値へ変更した近似色で使用してください。 ② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー): 黒色、灰色、金色、銀色 青色(マンセル 2.5PB 3.5/10、 大日本インキ DIC579、 PANTONE 300C、又は、その近似色) 【ロゴ部、規格ロゴ部】 黒色	認定シンボルの色は原則として下記の指定色です。単色刷りの印刷物に使用する場合は、下記に関わらず、認定シンボル全体を当該印刷で使用されている同一の色で表示も可能です。ただし、地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。 (1) プロセッカラー(CMYK)の場合:主に印刷物に表示する場合 a. 濃い青色:C:100, M:75, Y:0, K:0 b. 薄い青色:C:100, M:0, Y:0, K:0 (2) RGB カラーの場合:主にウェブサイトや電子情報に表示する場合 a. 濃い青色:#00479D(R:0, G:71, B:157) b. 薄い青色:#00A0E9(R:0, G:160, B:233)

SuMPO 認定シンボルとの併記マークを使用した名刺・宣伝用資料等のデザイン案をメールいただければ、事前に内容を確認させていただきます。
お問い合わせ:JCQA 審査統括部 MAIL : logo-mark@jcqa.co.jp

認定シンボルが 変更になった場合	認定シンボルが変更になった場合は JCQA から連絡します。名刺・会社案内・ウェブサイト等をご確認いただき、ご使用の場合には新シンボルへの移行期間内に、改めて使用申請書にて申請いただき、新しい認定シンボルに切り替えをお願いいたします。
併記マークを使用せず 文章のみで 認証表明をする際の 注意	インターネット、パンフレット、広告、その他文書等のコミュニケーション媒体に認証の地位を引用する場合、JCQA の要求事項を遵守してください。 製品の包装や宣伝用資料に文章のみで SPC 認証登録を記載することができますが製品認証と誤認される恐れのある不的確な言及や記載とならないように注意してください。 文章には以下を含めるようにしてください。 1) 認証事業所の特定(例えば、ブランド、名称) 2) 認証書の発行機関(JCQA) ウェブサイトや名刺においても、認証範囲外の人でも文章のみで記載することができます。 認証範囲外へ認証が及んでいるとの誤解を与える可能性のある記載はしないでください。認証範囲内/外の識別ができるような記載をしてください。 【名刺への併記マーク表示及び認証表明の記載例(14 ページ参照)】

Q & A

～よくある質問と回答～

Q-1 『認証書』と『付属書』（一対で正式な証書）の原本をコピーして、関連事業所・関連会社又は関係先に配布できますか？

A-1 できます。この場合は、コピーしたものに、識別のため、「コピー」、「(写)」等と記載してください。

Q-2 総合カタログ、会社案内、封筒、ウェブサイト等に併記マークが使えますか？

A-2 特記のない限り、認証された範囲内で使用できます。
 ※認証された範囲に誤解を与えないようご注意ください。
 ※製品自体の認証と誤認されないようにしてください。
 ※併記マークを付した封筒等に入れる物は、認証された範囲の文書、広告、パンフレット等になしてください。

	■併記マーク
製品	×
製品の包装	△ (ご使用前にご相談ください)
測定器の校正証明書／検査の試験成績書等	×

Q-3 建物の玄関や出入口に掲げる看板・銘板に併記マークを表示したいのですが使えますか？

A-3 認証事業所では使えます。

Q-4 名刺に併記マークは使えますか？

A-4 認証事業所の方のみ使用できます。
 名刺に認証対象外の事業所を記載する場合は、当該事業所が認証対象外であることが分かるような記載をしてください。
 【名刺への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例(14 ページ参照)】

Q-5 併記マークの JCQA 適合マーク及び SuMPO 認定シンボルに記載の文字やデザインを変えられますか？

A-5 できません。電子データに記載の通り表示してください。分解や組み替えもできません。
 * JCQA 適合マーク下の「表示事項」(規格、事業所名、登録番号)は文字が判別できるようにご記載ください。(例: 10、15 ページ)

SPC	}	* 貴社にて記載いただく表示事項
〇〇〇〇事業所		
JCQA-SP-〇〇〇〇		

Q-6 JCQA 適合マーク、SuMPO 認定シンボル(併記マーク)は縦に並べて記載できますか？

A-6 縦に並べることはできません。

Q-7 登録取り下げを希望した場合、その手続きや認証書、JCQA 適合マーク・SuMPO 認定シンボル(併記マーク)の取り扱いはどのようにしたらよいですか？

A-7 お手続きは、JCQA お客様ポータルサイト内の「問い合わせフォーム」をご利用ください。お問い合わせ内容は、「その他」を選択してください。手続き書類をお送りいたします。
なお、登録抹消日以降は、認証書、併記マーク及びそれらのコピーの使用を停止してください。

『名刺』への併記マーク表示及び認証表明の記載例

※JCQA適合マークの下には、規格・事業所名・登録番号を表示する等、使用規定を遵守してください。

	併記マーク			併記マークを使用せず、文章のみで表記	
	認証範囲内	認証範囲外	・認証範囲内 兼務 認証範囲外 ・認証範囲外の部門/住所が混在等、記載の一部が認証範囲	認証範囲内	認証範囲外
名 刺	使用可 (認証事業所に所属している人に限る)	使用不可	使用する場合、 認証範囲に誤認が生じないように <u>認証範囲内外の識別をして明確な記載をしてください。</u> (組織の全体が認証されているのではなく、組織の一部が認証されていることを明らかにしてください。)	認証範囲外の方でも文章のみで表示することは可能です。 認証範囲外へ認証が及んでいるとの誤解を与える可能性のある記載がある場合は、認証対象サイト及び活動(若しくは認証対象外サイト及び活動)が識別できるような記載をしてください。	

例) 認証範囲外の部門と兼務のケース:

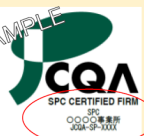
JCQA適合マークの下に[規格]・[認証事業所名]・[登録番号]を記載することで認証範囲が記載全てに及んでいるという誤認を防止。(場合により[本社は認証範囲外]も記載)

〇〇〇〇〇株式会社

認証範囲外
 本社 〇〇〇〇本部長 兼 △△工場長
 日本 太郎

併記マーク

本社
 〒105-0003 東京都〇〇〇〇〇〇
 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 △△工場
 〒105-0003 東京都△△△△△△
 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

例) 認証範囲外の部門に所属している方のケース:

併記マークは使用できません。
文章のみで記載してください。

〇〇〇〇〇株式会社

認証範囲外
 本社 〇〇部長
 日本 富士子

本社
 〒105-0003 東京都△△△△△△
 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

SPC認証取得(〇工場)
 (JCQA-SP-□□□□)

裏面:スペースの問題があれば裏面に注釈を記載することも可

本社 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....
 A事業所 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....
 B事業所 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....
 *C工場 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....
 D工場 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....

* 印の工場に於いて、SPC認証を受けています。

マーク使用例

SPC 認証機関登録番号・・・S0001

※必ず併記マークとして使用してください。

「SuMPO 認定シンボル」及び「SPC 認証の JCQA 適合マーク」は、単独では使用できません。

	併記マーク
SPC	 
SPC・ ISO9001 SPC と品質マネジメント システム両方を登録して いる事業所	  
SPC・ ISO9001・ ISO14001 SPC・品質・環境マネジメ ントシステムを登録して いる事業所	  

* 貴社にて記載いただく JCQA 適合マーク下の「表示事項」(例)

SPC と ISO9001 (規格ロゴ部: SPC、QMS) の組み合わせのケース:

SPC、ISO9001	(規格)
〇〇〇〇事業所	(事業所名)
JQQA-SP-〇〇〇〇	(SPC の登録番号)
JCQA-〇〇〇〇	(ISO9001 の登録番号)

【注意】 JCQA 適合マークの規格ロゴ部(〇〇〇 CERTIFIED FIRM)に表記されている規格以外を「表示事項」部分に記載しないでください。

その他、疑問、不明な点はお問い合わせください。

様式は、お客様ポータルサイト内の
「マーク申請書等様式のダウンロード」ページに掲載しています。
[ログイン - JCQA お客様ポータルサイト](#)

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行

MAIL : logo-mark@jcqa.co.jp (TEL. 03-3580-0951)

年 月 日

(①の併記マークデータ例: イメージ)



(②の併記マークデータ例: イメージ)



併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書 (見本)

※必ず併記マークとして使用してください。

「SuMPO 認定シンボル」及び「SPC 認証の JCQA 適合マーク」は、単独では使用できません。

下記遵守事項に同意の上、併記マークのデータ送付を依頼します。

登録番号	JCQA-SP-		
貴社名		提出者名	
E-Mail		TEL	

1. ご希望の項目にチェック☑を入れてください。 併記マークの PDF 形式、JPEG 形式、AI形式の電子データを配付します。

☐ ① SPC

☐ ② SPC／品質(ISO9001)

☐ ③ SPC／環境(ISO14001)

☐ ④ SPC／品質／環境

2. 併記マークの使用に際し、ハンドブック記載の使用規定を遵守して管理する。(主に以下の点に注意して管理する。)

- ・インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等(名刺含む)のコミュニケーション媒体に併記マークを引用する場合、JCQA の要求事項を遵守する。
- ・併記マークについて、認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方をしない。(誤解を招く方法で使用しない。)又、親会社等の他者による使用もしない。
- ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、又、社会的信用を失墜させるような併記マークの使用をしない。
- ・SuMPO 認定シンボルは、必ず JCQA 適合マークと併記して使用する。
- ・併記マークの色等は 10 ページ記載の指定通りとする。JCQA 適合マーク下に使用規定通り「表示事項」を記載する。
- ・併記マークを縮小又は拡大して使用する場合、マーク部は同一の縦横比で歪みなく識別可能なサイズで行う。(縦横比を変更しない)併記マークは分解しない。
- ・印刷物・ウェブサイト等を作成している外部業者に、SuMPO 認定シンボル(併記マーク)の電子データを提供した場合、当該外部業者に、当該電子データの保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うよう要求する。
- ・当該電子データを提供した外部業者を特定できるようにし、JCQA が要求した場合、提示できるようにする。
- ・製品に併記マークを表示しない。又、製品に対して製品自身が適合していると誤解されるような方法で表示しない。
- ・認証の範囲が縮小となった場合、その縮小範囲については併記マークの使用を中止し、全ての広告物を修正する。
- ・認証が一時停止となった場合、その一時停止期間中は併記マークの使用を中止する。認証の取消しをした場合、全ての広告物から併記マークを削除する。(併記マークデータの完全な廃棄を含む。)
- ・併記マークの使用は登録の有効期間のみとする。登録抹消日以降は、全ての広告物(印刷物やウェブサイト)から併記マークを速やかに削除する。(併記マークデータの完全な廃棄を含む。)
- ・認定シンボルが変更された場合は、JCQA が通知する期限内に、改めて使用申請書にて申請し、変更を行う。

署名欄 会 社 名 _____

管理責任者 _____

▶ご記入いただいたお客様の個人情報は、法令に基づいて弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整並びに弊社の事業の案内に限り利用いたします。

6. 初回審査(第1段階審査と第2段階審査の2つの段階で実施)

第1段階審査の目的はSPC認証基準の基本的な条件(STEP1～5)の構築状況の確認(書類審査)です。第2段階審査の目的は第1段階で確認した項目に加え、リサイクルプロセスの運用状況の確認です。通常、第1段階審査後3か月程度の間隔を取ります。この間隔が6か月を超える場合は、原則として第1段階の結果を再確認してから実施します。ただし、第1段階の結果或いはその他により、6か月を超える正当な理由がある場合はこれを明確にして審査部長の承認を得ます。第2段階審査の最終日から30日以内に改善事項の対応の完了が確認できない場合は、認証の推薦を行う前に第2段階審査を再度実施します。

7. 維持審査

維持審査スケジュール

維持審査は原則として次の期間に受審してください。なお、起点日の約6か月前に、JCQAから受審のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所毎に維持審査の受審期間を記載していますので、その期間内に受審いただくようお願いください。

1年に1回受審する

登録日…認証の決定日を指します

- ①. 新規登録後の初回維持審査 → 「起点日の2か月前～登録日から12か月を超えない日」
- ②. ①以降の全ての維持審査 → 「起点日の2か月前～起点日の1か月後」

「例」

【日本化学キューエイ:〇月分受審のご案内】JCSP-△△△△ 〇〇〇〇株式会社 様

〇〇〇〇株式会社
△△△工場 グループ
〇〇〇〇〇 様

いつも大変お世話になっております。次回維持審査について下記の通りご案内いたします。

日程のお申し込みは、第1～第3希望日まで(週を変えて)ご記入の上、本メールにご返信くださいますようお願いいたします。(申込用紙は特にございません。)

■お申し込み締め切り日 2025年4月8日

●登録番号: JCQA-SP-〇〇〇〇(JCSP-△△△△)

●事業所名: 〇〇〇〇株式会社 △△△工場

●審査種類と予定工数: 第1回更新後第1回維持審査 1.5MD (審査員:1名、日数:2日)

●受審可能期間: ※8月10日(水)～11月9日(水)

■日程お申し込みについてのお願い

1. 可能であれば月曜日は避けて設定お願いいたします。
2. 調整により万一ご希望に添えない場合はご相談させていただきます。
3. 「審査日程設定通知」のご連絡までに少々お時間をいただいております。

※お見積書は、別途PDFファイルにてメール送付いたします。

■注意事項

受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

維持審査の内容

維持審査において、下記の事項を確認します。
(クロージングミーティングでお伝えしております)

SPC

- ▶ 運用状況(6 原則 10STEP の内、STEP5～10 を中心に確認)
- ▶ 関係法令への対応状況
- ▶ 顧客要求事項への対応状況
- ▶ トレーサビリティの確保状況
- ▶ 工程管理の状況
- ▶ 前回の改善事項への対応状況
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

8. 更新審査

更新審査スケジュール

更新審査は起点日の 3 か月前から受審できます。なお、起点日の約 6 か月前に、JCQA から受審のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所ごとに更新審査の受審可能期間※を記載していますのでその期間内に受審いただくようお願いいたします。

「例」

【日本化学キューエイ:○月分受審のご案内】JCSP-△△△△ ○○○○株式会社 様

株式会社○○○○○
△△部長
○○○○○ 様

いつも大変お世話になっております。
次回更新審査について下記の通りご案内いたします。

日程のお申し込みは、第1～第3 希望日まで(週を変えて)ご記入の上、本メールにご返信くださいますようお願いいたします。(申込用紙は特にございません。)

■お申し込み締め切り日 2025 年 4 月 8 日

- 登録番号: JCQA-SP-○○○○(JCSP-△△△△)
- 事業所名: ○○○○株式会社
- 審査種類と予定工数: 第 7 回更新審査 2.75MD (審査員:1 名、日数:2.75 日)
- 受審可能期間 :※7 月 19 日(火)～9 月 30 日(金)
(有効期限:2025 年 11 月 18 日)

今回は、11 月の登録委員会(7 日予定)で承認される必要があります。
なお、更新審査終了後、登録委員会までは、不適合の是正計画・承認、報告書作成・承認、事前の検討会等を含む諸手続きのため 5 週間が必要です。

■日程お申し込みについてのお願い

1. 可能であれば月曜日は避けて設定をお願いいたします。
2. 調整により万一ご希望に添えない場合はご相談させていただきます。
3. 「審査日程設定通知」のご連絡までに少々お時間をいただいております。

※お見積書は、別途 PDF ファイルにてメール送付いたします。

■注意事項

受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

更新審査の内容

更新審査においては、初回審査と同様に全 STEP(STEP1～10)の審査を行います。又、3 年間のリサイクルプロセスのレビューを行い、有効性及び継続性を審査します。

9. 拡大審査

既に認証された**サブ**カテゴリの拡大をご予定の際は、
お客様ポータルサイトから手続きをお願いします。[\(ログイン - JCQA お客様ポータルサイト\)](#)

- ・**拡大の定義: Standard から Gold への移行を拡大とします。**
拡大は審査を伴う変更となります。

JCQA にて申請内容をレビューし、拡大の可否を判断するために必要な審査を計画します。

拡大審査は、維持審査や更新審査と同時に実施することも、別のタイミングで実施することも可能です。

なお、カテゴリの追加は、新規案件とします。
1つの認証書で複数のカテゴリは登録できません。

カテゴリ	再生資源調達 (R)		再生原料製造 (M)		成形用再生材料製造 (C)	
サブカテゴリ	Gold (RG)	Standard (RS)	Gold (MG)	Standard (MS)	Gold (CG)	Standard (CS)

10. 縮小を伴う審査

既に認証された**サブ**カテゴリの縮小をご予定の際は、
お客様ポータルサイトから手続きをお願いします。[\(ログイン - JCQA お客様ポータルサイト\)](#)

- ・**縮小の定義: Gold から Standard へのグレードダウンの審査を縮小とします。**
縮小については、審査を伴わない変更対象となり得ます。

JCQA にて申請内容をレビューし、縮小に伴う審査が必要と判断された場合はご連絡します。

縮小を伴う審査は、維持審査や更新審査と同時に実施することも、別のタイミングで実施することも可能です。

11. SPC 認証基準適用申告・審査シートについて

審査時に使用する SPC 認証基準適用申告・審査シートについて

審査日が決まり、チームリーダーより連絡がありましたら、審査で使用する最新版の **SPC 認証基準適用申告・審査シート**をチームリーダー宛に送付してください。

改訂の都度 JCQA へ送付する必要はありません。
(審査前にチームリーダーより連絡があるまで送付する必要はありません。)

12. 登録内容の変更、事故・不祥事等について

現在登録している SPC 認証に影響を及ぼす下記の変更が生じた場合は、必ず次の方法にて JCQA まで遅滞なくお知らせください。

・社名、事業所名、住所、事業所(拡大・縮小)、カテゴリ等の変更

・トップマネジメント、管理責任者、連絡窓口担当者、請求書送付先等の変更

⇒ お客様ポータルサイトから手続きをお願いします。(ログイン - JCQA お客様ポータルサイト)

内容によっては、認証書の変更手続きが必要になります。(22 ページ参照)

※認証書を変更した場合、SuMPO への変更手続きは、必要に応じ JCQA が行います。

以下に該当する登録維持に影響を及ぼす事由が生じた場合、遅滞なくご連絡ください。必要に応じて臨時審査を行い、その結果によっては一時停止等となる場合もあります。なお、ご不明な点がある場合は、JCQA お客様ポータルサイト内の「JCQA へのお問い合わせ」ページのフォームをご利用ください。お問い合わせ内容は、「その他」を選択してください。

SPC

- ▶ トップマネジメント、管理責任者、連絡窓口担当者
- ▶ カテゴリ等の大幅な変更
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ 公表予定及び公表されるような災害・事故、不適切行為又は虚偽行為の発覚、訴訟その他、不祥事等があった場合
- ▶ 行政機関から勧告・命令を受けた場合、行政機関に届け出たリコールがあった場合

13. 「改善事項」へのご対応

改善事項	定義: SPC 認証基準への不適合事項	・ SPC 認証基準を反映していない運用 ・ 関連法令からの逸脱
	処理基準と対応: 利害関係者の観点で認証基準への適合性を判定します。 不適合の内容を『改善事項報告書兼回答書』に記載して提出させていただきます。(※1) 30 日以内を目途に対応を完了し、その適切性を確認後、登録、維持或いは更新の手続きを行います。 (必要に応じ、処置完了や処置の適切性を確認するための再審査を実施することがあります。) 短期間に是正ができない程の重大な不適合の場合、審査を打ち切り、再度審査等を行う必要があります。	(※1) 審査員が審査最終日のクロージングミーティングにて依頼します。 (審査員はクロージングミーティングに先立ち、改善事項を特定し「改善事項報告書兼回答書」を作成、審査の結論を「一次報告書」にまとめ提示します。入手した証拠に基づきその不適合の状況を理解していただくため、認証事業所と協議します。是正処置の完了期日も管理責任者と合意します。) ※常態化した又は深刻な改善事項があった場合は、認証の一時停止となります。 ※一時停止後、6 か月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます。 一定期間内に解決できない場合や深刻な改善事項が検出された場合、認証の取り消しを決定します。(22 ページの「一時停止」参照) 審査員は不適合の原因又は解決法を提案することは控えます。

14. 臨時審査

登録維持の期間内に、定期的な維持審査又は更新審査とは別に、下記のような場合に、その内容を審議し、必要があれば、登録維持の適切性について臨時審査を行うことがあります。
これらに該当する場合は、速やかにご連絡ください。

- ・公表予定及び公表されるような災害・事故、不適切行為又は虚偽行為の発覚、訴訟その他、不祥事等があった場合
- ・行政機関から勧告・命令を受けた場合
- ・行政機関に届け出たリコールがあった場合
- ・JCQA が受けた苦情調査の場合
- ・一時停止とした事業所のフォローアップを行う場合

臨時審査の詳細はJCQAからご案内します。又、原則として、JCQA から連絡した期間内に臨時審査を受審してください。

15. 一時停止

登録維持の期間内に、下記のような事由があった場合には、認証の一時停止となります。

- ・有効性に関する要求事項を含む認証要求事項に対し、常態化した不適合又は深刻な不適合があった場合
- ・法令順守に関して、故意の不順守がある、又は意図的に不順守を継続している場合
- ・要求された頻度での維持審査又は更新審査が実施されない場合
- ・利害関係者から一時停止の要請があった場合

一時停止後は、**6 か月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます**。一定期間内に解決できない場合は、認証の取り消し、又は認証範囲の縮小の決定を行います。

重大な不適合が検出され、取り消し、一時停止又は認証範囲の縮小につながる可能性があると判断した場合、審査チームリーダーは審査部長に報告します。その場で判断がつかない場合は、持ち帰って審査部より見解を述べることになります。

認証が取り消しになった場合、認証の引用を含む全ての広告物の使用を中止する必要があります。

認証範囲が縮小となった場合、認証の引用を含む全ての広告物を修正する必要があります。

16. 認証書が変更となるケースについて

以下のケースは認証書が変更となります。

- 社名、事業所名の変更
- 住所の変更
- サブカテゴリの変更

変更手続き

お客様ポータルサイトから手続きをお願いします。[\(ログイン - JCQA お客様ポータルサイト\)](#)

JCQA で次の手続きをします。

- ① JCQA での登録データの変更確認
- ② 変更内容に伴う認証書の作成
- ③ 認定機関へのデータの変更通知